

参加  
無料

# 合理的配慮、ってなに？

～令和6年4月からの義務化に備えて～

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）の令和3年の改正により、事業者による合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されることとなりました。そこで、そもそも合理的配慮とはいかなるものなのか、障がいのある当事者でこの分野に詳しい玉木幸則さんを講師としてお招きしてお話を伺います。ぜひご参加ください。

開催  
日時

令和6年

3月8日(金)

14:30～16:00

会場

知多市勤労文化会館 2階 研修室1

住所:知多市緑町 5-1  
※アクセスは裏面参照

対象

- ◆知多市内の事業者
- ◆関心のある方 など



たまき ゆきのり

講師: 玉木 幸則 氏

NHK Eテレで放映中の「バリバラ～みんなのためのバリアフリーバラエティー～」（毎週金曜日 午後10時30分～11時）にレギュラー出演中。社会福祉士。障がい者の自立支援や権利擁護の活動に長年携わってきた。講演会や研究会のため全国的に活動。

お問い合わせ

知多市障がい者相談支援センター  
高山・久野 宛  
電話番号:0562-54-4800  
メールアドレス:  
chitasoudan@yahoo.co.jp

申し込み  
締め切り

令和6年  
2月29日(木)まで  
※申し込み方法は裏面をご覧ください

知多市障がい者自立支援協議会  
地域生活部会 権利擁護・差別解消部会 企画

**会場へのアクセス**

所在地 住所：〒 478-0047 愛知県知多市緑町 5-1  
知多市勤労文化会館 2階 研修室 1  
電話：0562-33-3600

**交通アクセス**

名鉄名古屋駅から、常滑方面へ特急で約 20 分 /  
名鉄常滑線 朝倉駅下車 徒歩 5 分 /  
国道 155 号(西知多産業道路)朝倉インターを降りてすぐ(知多市役所北隣) /  
※駐車場有



**合理的配慮、ってなに？**  
～令和 6 年 4 月からの義務化に備えて～  
講師：玉木 幸則 氏

**参加申込書**  
**令和 6 年 2 月 2 9 日 (木) 〆切**

申込日：令和 6 年 月 日

フリガナ	
参加者氏名	
ご所属	
連絡先	TEL :
メールアドレス	@

**【送付先】 知多市障がい者相談支援センター 高山・久野 宛**

TEL : 0562-54-4800 FAX : 0562-55-3911  
E-mail : chitasoudan @ yahoo.co.jp